

岡 賃 審 第 号 令和7年11月19日

岡 山 労 働 局 長 森實 久美子 殿

岡山地方最低賃金審議会 会 長 西田 和弘

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月11日付け岡労発基0711第2号及び8月4日付け岡労発基0804第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、 玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機 械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類 されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 を次のとおり改正決定すること。

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、

- 1 適用する地域 岡山県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- (2) 家庭用エレベータ製造業
- (3) 冷凍機·温湿調整装置製造業
- (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (5)農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)
- (6) 縫製機械製造業
- (7) 生活関連産業用機械製造業(包装・荷造機械製造業を除く。)
- (8) 基礎素材産業用機械製造業(化学機械・同装置製造業を除く。)
- (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- (10) 真空装置・真空機器製造業
- (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- (12) 事務用機械器具製造業
- (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (15) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,103円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり